資料１

地方独立行政法人芦屋中央病院第４期中期目標（素案）意見・対応まとめ

	第４期　中期目標（素案）
前　文	芦屋中央病院（以下、「病院」という。）は、平成27年４月に経営形態を地方独立行政法人へ移行し、平成30年３月の新築移転により診療機能・環境を充実させ、現在に至っている。この間、地域住民の医療ニーズに応えて、医療・介護・保健・福祉などの各機関・施設と連携し、町内唯一の病院として安全で良質な医療などを提供し、地域の発展に貢献してきた。 第２期中期目標の期間中においては、新型コロナウイルス感染症の世界的流行が発生した。病院はワクチン接種、発熱外来窓口の開設及び感染患者の入院受け入れなど自治体病院としての使命を果たした。 第３期中期目標の期間中においては、全国的な医療経営環境が厳しさを増し、自治体病院の８割以上が赤字となるなど、厳しい状況が続いていた。病院はこのような困難な状況の中でも、~~良質な医療の提供に加え、質の向上につながる取り組みを継続し、~~良質な医療の提供及びサービスの向上に努め、職員一人一人が努力した結果、黒字経営を維持している。また、迅速な意思決定や予算の自律的かつ弾力的な運営ができることなど地方独立行政法人制度の特長を生かし、医師をはじめ多くの医療従事者を確保し、患者数も増加している。その結果として、健全な経営を維持している自治体病院を表彰する「自治体立優良病院表彰」を受賞するなど大きな成果を上げている。しかし、地域人口の減少や少子化の影響もあり、引き続き病院運営の継続性を確保するための経営努力が必要である。 地域の高齢化が進む中、芦屋町地域包括支援センターを中心に進めている地域包括ケアシステムの深化・推進において、病院は、地域の医療機関や介護施設などと連携を密にし、入院患者の在宅復帰などに貢献している。加えて在宅療養中の患者に対応するため、在宅療養支援病院としての体制を構築していることは評価できる。しかし、要介護高齢者などの在宅生活を支えるため、さらに在宅医療の普及を進めていく必要がある。 第４期中期目標の策定に当たっては、国の推進する公立病院経営強化プランを踏まえ、第一に、法人移行後12年及び新築移転後９年を経過していることから、将来にわたり持続可能な経営基盤を確立すること、第二に、いつまでも住み慣れた地域で暮らせるように、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を実現するため、~~より一層かかわっていくこと~~地域の中核病院として主体的に取り組むことを重点目標として求める。 以上を踏まえ、ここに病院が達成すべき業務運営に関する第４期中期目標を次のとおり定める。
意見記載欄	①11、12行目、医療の質の向上を行った結果、良質な医療を提供できるのではないかと思います。そのため、常に、提供する医療・看護の質の向上につながる取り組みを行い、良質な医療・看護の提供に努め、にしてはどうでしょうか？また、医療の質が上がると黒字経営が維持できるものでもないように思います。そのため、職員一人一人が病院経営に参画し黒字経営を維持している。としてはどうでしょうか？ ②「より一層かかわっていく」では病院に期待される役割が明確でない。地方独立行政法人の自主性・機動性を生かし、地域の中核病院として主体的に取り組むことを明記してはどうか。
対　応	①意見を参考に上記のとおり修正する。 ②意見を参考に上記のとおり修正する。

第２　住民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

１　医療サービスにおける役割・機能の最適化と連携の強化

(1) 地域医療への貢献	芦屋町唯一の入院機能を有する医療機関として、福岡県の策定する医療計画や地域医療構想などを踏まえ、必要な機能を検討し、保有する137病床を活用して、高齢者医療をはじめ多様化する医療ニーズに対応すること。
意見記載欄	地域医療構想は、県の方針に受動的に対応するだけでなく、地域の実情を最も把握する病院が、自らデータを分析し、必要な機能を提案していくことを明記してはどうか。
対　応	意見を参考に上記のとおり修正する。
(6) 予防医療の強化	芦屋町と連携して、~~がん検診、~~特定健診・がん検診などの住民健診を実施するとともに、企業健診及び予防接種などの実施体制を充実させ、疾病の早期発見及び予防に努めること。
意見記載欄	病院の役割を疾病の発見・治療だけに限定せず、専門職や蓄積された情報を活用して、発症予防、重症化予防及び健康づくりに積極的に関与することを明記してはどうか。
対　応	町が実施すべき内容や、病院の人員配置につながる内容につながるためこのままとする。 ※意見はなかったが、特定健診とがん検診の並びを変える。

２　医療の質の向上

(1) 医療安全の徹底	医療安全に係る情報の収集・分析を行い、医療安全対策の充実を図ること。また、全職員が医療安全に対する知識・技術の向上に努め、適切に行動すること。
意見記載欄	全職員が医療安全に対する知識・技術の向上（技術を追加する）
対　応	意見を参考に上記のとおり修正する。
(2) 医療従事者の確保	医療サービスの維持・向上を図るため、常勤医師の確保をはじめ、看護職員及びコメディカル職員についても人材確保を図り、併せて職場環境の整備や教育体制の充実を図ること。
意見記載欄	医療従事者の確保・定着（定着の文言は入れなくてよいか？）
対　応	確保の中に定着も含まれていると判断し、このままとする。中期計画では、定着に関する内容も記載する。

３　患者サービスの向上

(1)患者中心の医療の提供	患者の尊厳や権利を尊重し、インフォームド・コンセント（患者やその家族が自ら受ける治療の内容に納得し、自分に合った治療法を選択できるような説明を受けたうえでの同意をいう。）を徹底すること。
意見記載欄	患者中心の医療の提供として、治療のみのインフォームド・コンセントではなく、看護職についても自らの実践について十分な説明を行い、理解と同意を得ること、実施結果に責任を持つことが求められている。そのため、患者の尊厳や権利を尊重し、患者や家族が受ける医療について、本人・家族の意向に沿った最善の選択ができるよう、十分な説明を行い医療チームで情報共有を行い、意思決定を支援する。
対　応	意見を参考に上記のとおり修正する。
(2)患者快適性及び職員の接遇の向上	外来では待ち時間の短縮など、病棟では快適な入院生活のための環境整備による快適性の向上を目指すこと。 職員一人一人が接遇の向上に努め、患者との信頼関係を構築し、さらなる快適性の~~さらなる~~向上を目指すこと。
意見記載欄	職員一人一人が接遇の向上に努め、患者との信頼関係を構築する。
対　応	意見を参考に上記のとおり修正する。

第３　業務運営の改善及び効率化に関する事項

２　業務運営の改善と効率化

(1)働き方改革への対応及び人事考課制度の適切な運用	国の推進する働き方改革に適切に対応するとともに、貢献した者を的確に評価し、職員のモチベーション向上につなげるため、人事考課制度の適切な運用に努めること。
意見記載欄	職員のモチベーション向上 → 職員の Well-being向上でもいいのではないか？
対　応	芦屋町の上位計画でWell-being（ウェルビーイング）というワードを使用していない。芦屋町で浸透している言葉とは言いづらいため、このままとする。

資料２

地方独立行政法人芦屋中央病院
第４期中期目標
（素案）

※第 3 回評価委員会時点

令和８年　月

芦屋町 住民課保険年金係

地方独立行政法人芦屋中央病院　第４期中期目標

目　次

前文
第１　中期目標の期間
第２　住民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
１　医療サービスにおける役割・機能の最適化と連携の強化
（１）　地域医療への貢献
（２）　在宅医療の推進
（３）　地域医療連携の強化
（４）　救急医療への取組
（５）　災害及び新興感染症に対する医療協力
（６）　予防医療の強化
（７）　地域包括ケアシステムへの貢献
２　医療の質の向上
（１）　医療安全の徹底
（２）　医療従事者の確保
（３）　計画的な医療機器などの整備
（４）　第三者評価機関による評価
３　患者サービスの向上
（１）　患者中心の医療の提供
（２）　患者快適性及び職員の接遇の向上
（３）　総合相談窓口業務の充実
（４）　地域住民への医療情報の提供
４　法令遵守と情報公開
第３　業務運営の改善及び効率化に関する事項
１　法人運営管理体制の確立
２　業務運営の改善と効率化
（１）　働き方改革への対応及び人事考課制度の適切な運用
（２）　医療 DX の推進
（３）　予算の弾力化
（４）　計画的かつ適切な職員配置
（５）　研修制度の推進

第４　財務内容の改善に関する事項
　１　持続可能な経営基盤の確立
　　（１）健全な経営の維持
　　（２）収入の確保
　　（３）支出の節減
第５　その他業務運営に関する重要事項
　１　施設の整備
　２　国民健康保険診療施設の役割

前文

芦屋中央病院（以下、「病院」という。）は、平成 27 年４月に経営形態を地方独立行政法人へ移行し、平成 30 年３月の新築移転により診療機能・環境を充実させ、現在に至っている。この間、地域住民の医療ニーズに応えて、医療・介護・保健・福祉などの各機関・施設と連携し、町内唯一の病院として安全で良質な医療などを提供し、地域の発展に貢献してきた。

第２期中期目標の期間中においては、新型コロナウイルス感染症の世界的流行が発生した。病院はワクチン接種、発熱外来窓口の開設及び感染患者の入院受け入れなど自治体病院としての使命を果たした。

第３期中期目標の期間中においては、全国的な医療経営環境が厳しさを増し、自治体病院の８割以上が赤字となるなど、厳しい状況が続いていた。病院はこのような困難な状況の中でも、良質な医療の提供及びサービスの向上に努め、職員一人一人が努力した結果、黒字経営を維持している。また、迅速な意思決定や予算の自律的かつ弾力的な運営ができることなど地方独立行政法人制度の特長を生かし、医師をはじめ多くの医療従事者を確保し、患者数も増加している。その結果として、健全な経営を維持している自治体病院を表彰する「自治体立優良病院表彰」を受賞するなど大きな成果を上げている。しかし、地域人口の減少や少子化の影響もあり、引き続き病院運営の継続性を確保するための経営努力が必要である。

地域の高齢化が進む中、芦屋町地域包括支援センターを中心に進めている地域包括ケアシステムの深化・推進において、病院は、地域の医療機関や介護施設などと連携を密にし、入院患者の在宅復帰などに貢献している。加えて在宅療養中の患者に対応するため、在宅療養支援病院としての体制を構築していることは評価できる。しかし、要介護高齢者などの在宅生活を支えるため、さらに在宅医療の普及を進めていく必要がある。

第４期中期目標の策定に当たっては、国の推進する公立病院経営強化プランを踏まえ、第一に、法人移行後 12 年及び新築移転後９年を経過していることから、将来にわたり持続可能な経営基盤を確立すること、第二に、いつまでも住み慣れた地域で暮らせるように、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を実現するため、地域の中核病院として主体的に取り組むことを重点目標として求める。

以上を踏まえ、ここに病院が達成すべき業務運営に関する第４期中期目標を次のとおり定める。

第１　中期目標の期間

令和９年４月１日から令和 13 年３月 31 日までの４年間とする。

第２　住民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

１　医療サービスにおける役割・機能の最適化と連携の強化

（１）地域医療への貢献

芦屋町唯一の入院機能を有する医療機関として、福岡県の策定する医療計画や地域医療構想などを踏まえ、必要な機能を検討し、保有する 137 病床を活用して、高齢者医療をはじめ多様化する医療ニーズに対応すること。

（２）在宅医療の推進

芦屋町高齢者福祉計画における地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を実現するため、地域ニーズに応じた在宅医療及び介護の中心的な役割を担うこと。

病院が有する訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションなどの機能を充実・強化し、総合的なサービスを提供すること。

（３）地域医療連携の強化

近隣の大学病院などの基幹病院との連携による後方支援機能の充実や地域の病院・診療所及び介護施設などとの連携を深め、地域で一体的かつ切れ目のない医療提供体制を強化すること。

（４）救急医療への取組

芦屋町における唯一の病院として、近隣の基幹病院などとの連携を図り、迅速かつ適切な対応がとれる救急医療体制を維持すること。

（５）災害及び新興感染症に対する医療協力

災害時には、初期医療体制の中心的役割を果たすとともに、感染症などにより公衆衛生上重大な健康被害が発生し、または発生するおそれがある場合には、芦屋町、地域の災害拠点病院、医師会などの関係機関と連携して迅速かつ適正な対応を取ること。また、平時から関係機関との連携体制の確保、訓練及び必要な備えに努めること。

（６）予防医療の強化

芦屋町と連携して、特定健診・がん検診などの住民健診を実施するとともに、企業健診及び予防接種などの実施体制を充実させ、疾病の早期発見及び予防に努めること。

（７）地域包括ケアシステムへの貢献

地域の医療・介護・福祉施設などの関係機関との連携を図り、芦屋町地域包括支援センターと協働して芦屋町高齢者福祉計画における地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進の実現に努めること。

また、在宅ケアを推進するとともに、高齢者の健康増進及び介護予防事業を支援すること。

２　医療の質の向上

（１）医療安全の徹底

医療安全に係る情報の収集・分析を行い、医療安全対策の充実を図ること。また、全職員が医療安全に対する知識・技術の向上に努め、適切に行動すること。

（２）医療従事者の確保

医療サービスの維持・向上を図るため、常勤医師の確保をはじめ、看護職員及びコメディカル職員についても人材確保を図り、併せて職場環境の整備や教育体制の充実を図ること。

（３）計画的な医療機器などの整備

地域住民のニーズにあった良質な医療が提供できるよう、医療機器などを計画的に整備するとともに、必要に応じて順次更新を行うこと。

（４）第三者評価機関による評価

第三者評価機関などの評価を継続して受けることにより、提供するサービス及び経営の質の向上に活用すること。

３　患者サービスの向上

（１）患者中心の医療の提供

患者の尊厳や権利を尊重し、インフォームド・コンセント（患者やその家族が自ら受ける治療の内容に納得し、自分に合った治療法を選択できるような説明を受けたうえでの同意をいう。）を徹底すること。

（２）患者快適性及び職員の接遇の向上

外来では待ち時間の短縮など、病棟では快適な入院生活のための環境整備による快適性の向上を目指すこと。

職員一人一人が接遇の向上に努め、患者との信頼関係を構築し、さらなる快適性の向上を目指すこと。

（３）総合相談窓口業務の充実

地域住民が抱える課題について、医療・保健・介護・福祉施設などの関連機関と連携して解決できるように総合相談窓口業務の充実に努めること。

（４）地域住民への医療情報の提供

医療・介護に関する専門分野の知識や蓄積された情報を活用して、地域住民を対象とした講座への講師派遣及び広報誌・ホームページでの情報提供など、保健医療情報の発信及び普及啓発を推進すること。

４　法令遵守と情報公開

医療法をはじめとする関係法令を遵守し、自治体病院にふさわしい行動規範と職業倫理を確立し、実践することにより、適正な業務運営を行うこと。

また、診療録（カルテ）などの個人情報の保護並びに患者及びその家族への情報開示を適切に行うこと。

第３　業務運営の改善及び効率化に関する事項

１　法人運営管理体制の確立

理事会などの意思決定機関のもと、地方独立行政法人法に対応した法人の運営が適切に行われるよう、法人への権限委譲と責任の所在を明確化した効率的かつ効果的な運営管理体制を継続すること。

また、中期目標、中期計画及び年度計画に掲げる組織目標を着実に達成できる体制を推進すること。

２　業務運営の改善と効率化

（１）働き方改革への対応及び人事考課制度の適切な運用

国の推進する働き方改革に適切に対応するとともに、貢献した者を的確に評価し、職員のモチベーション向上につなげるため、人事考課制度の適切な運用に努めること。

（２）医療 DX の推進

電子カルテなどの情報システムの適切な運用をはじめとする医療 DX を積極的に推進し、患者サービスの向上、医療の質の向上及び業務の効率化を図ること。また、情報セキュリティ対策を適切に講じ、診療情報などの安全な管理に努めること。

（３）予算の弾力化

地方独立行政法人制度の特徴である、予算科目間及び年度間で弾力的に運用できる会計制度を活用し、中期目標及び中期計画に基づき、迅速で効率的かつ効果的な事業運営に努めること。

（４）計画的かつ適切な職員配置

高度な専門知識と技術に支えられた良質で安全な医療を提供するため、医療ニーズに沿った職員を育成し、計画的かつ適切な職員配置を行うこと。

また、必要に応じて常勤以外の雇用形態を取り入れることなどにより、多様な専門職の活用を図り、効果的な医療の提供及び効率的な業務運営に努めること。

さらに、事務部門については、法人職員の採用や研修の充実などにより、病院特有の事務に精通した職員を確保・育成し、職務能力の向上を図ること。

（５）研修制度の推進

職務や職責に応じた能力の向上及び各部門における各種専門資格の取得による専門性・医療技術の向上を図るため、研修制度を整備し、計画的に研修を行うこと。

第４　財務内容の改善に関する事項

１　持続可能な経営基盤の確立

（１）健全な経営の維持

自治体病院としての使命を継続的に果たしていくため、より一層の効率的かつ効果的な業務運営を行うことにより、健全経営を維持すること。

（２）収入の確保

137 病床を活用し、診療報酬の改定及び法改正などに的確に対処することで、収入を確保するとともに、未収金の発生防止及び回収の強化に努めること。

また、地域の患者ニーズに沿った医療サービスの提供、効果的な病床管理による病床利用率の向上、外来患者及び在宅医療利用者の増加により、収入の増加を図ること。

（３）支出の節減

医薬品費及び診療材料費並びに医療機器などの購入方法の見直し、複数年契約の活用などにより、効率的かつ効果的な事業運営に努め、引き続き経費の節減に取り組むこと。

病院機能の維持に必要な人員を把握し、適正な採用計画を立案すること 。

第５　その他業務運営に関する重要事項

１　施設の整備

事業継続に必要な施設整備を計画的に推進し、安全かつ安定した施設の維持・向上に努めること。

２　国民健康保険診療施設の役割

国民健康保険診療施設としての役割を引き継ぎ、国民健康保険被保険者に医療を提供し、健康の維持及び増進に寄与するとともに、総合相談窓口を維持し、適切な対応を行うこと。

資料３

地方独立行政法人芦屋中央病院
第４期中期計画
（案）

※第３回評価委員会時点

地方独立行政法人芦屋中央病院　第４期中期計画

目　次

前文
第１　中期計画の期間
第２　住民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
　１　医療サービスにおける役割・機能の最適化と連携の強化
　　（１）　地域医療への貢献
　　（２）　在宅医療の推進
　　（３）　地域医療連携の強化
　　（４）　救急医療への取組
　　（５）　災害及び新興感染症に対する医療協力
　　（６）　予防医療の強化
　　（７）　地域包括ケアシステムへの貢献
　２　医療の質の向上
　　（１）　医療安全の徹底
　　（２）　医療従事者の確保
　　（３）　計画的な医療機器などの整備
　　（４）　第三者評価機関による評価
　３　患者サービスの向上
　　（１）　患者中心の医療の提供
　　（２）　患者快適性及び職員の接遇の向上
　　（３）　総合相談窓口業務の充実
　　（４）　地域住民への医療情報の提供
　４　法令遵守と情報公開
第３　業務運営の改善及び効率化に関する事項
　１　法人運営管理体制の確立
　２　業務運営の改善と効率化
　　（１）　働き方改革への対応及び人事考課制度の適切な運用
　　（２）　医療 DX の推進
　　（３）　予算の弾力化
　　（４）　計画的かつ適切な職員配置
　　（５）　研修制度の推進

第４　財務内容の改善に関する事項
１　持続可能な経営基盤の確立
（１）　健全な経営の維持
（２）　収入の確保
（３）　支出の節減
第５　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
１　予算（令和９年度から令和 12 年度まで）
２　収支計画
３　資金計画
第６　短期借入金の限度額
１　限度額
２　想定される短期借入金の発生事由
第７　出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
第８　重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
第９　剰余金の使途
第10　料金に関する事項
１　診療料金等
２　料金の減免
３　その他
第11　その他芦屋町の規則で定める業務運営等に関する事項
１　施設及び設備に関する計画（令和９年度から令和 12 年度まで）
２　地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 40 条第４項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画
３　その他の法人の業務運営に関し必要な事項
（１）　施設の整備
（２）　国民健康保険診療施設の役割
別添１　経営強化プラン対象期間中の各年度の収支計画
別添２　経営強化プラン対象期間中の各年度の目標数値の見通し

前文

地方独立行政法人芦屋中央病院（以下「法人」という。）は、地方独立行政法人芦屋中央病院第４期中期目標（以下「中期目標」という。）に示されたとおり、将来にわたり持続可能な経営基盤を確立するとともに、地域住民が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域の中核病院として、地域包括ケアシステムの一層の深化及び推進に貢献することを目指す。

また、国が示した地域医療構想策定ガイドラインを踏まえるとともに、福岡県が策定する地域医療構想との整合を図り、芦屋町で唯一入院機能を有する病院として地域医療の中心的な役割を担う。その機能を持続的に発揮するため、2040 年頃を見据えた医療需要及び医療提供体制の変化に対応するとともに、医療、介護、保健及び福祉に係るサービスを一体的かつ体系的に提供するコミュニティホスピタル（地域密着型の多機能病院）を目指す。

下記の病院理念及び基本方針に基づき、地域医療構想を踏まえ、芦屋町長から示された中期目標を達成するため、地方独立行政法人芦屋中央病院第４期中期計画（以下「中期計画」という。）を次のとおり定める。

なお、本中期計画は、公立病院経営強化ガイドラインに基づく公立病院経営強化プランとして位置付ける。

○病院理念

・地域住民に信頼される病院
・地域医療機関に信頼される病院
・職員に信頼される病院

○基本方針

1　地域の医療水準の向上に努め、質の高い医療を提供する。
2　地域包括ケアシステムの深化・推進に貢献する。
3　地域住民及び地域で働く人の健康を支え、予防医療の充実を図る。
4　地域の関係機関と連携し、在宅医療及び在宅療養支援の充実を図る。
5　地域の基幹病院等と連携し、緩和ケアの充実を図る。
6　医療安全及び感染対策を徹底し、安全で安心な医療を提供する。
7　患者の尊厳と権利を尊重し、個人情報及びプライバシーを保護する。
8　働きやすい職場環境を整備し、職員の教育及び研修を充実させる。
9　医療 DX を推進し、医療の質、患者サービス及び業務効率の向上を図る。
10　健全で持続可能な病院経営により、以上の方針を実現する。

第１　中期計画の期間

令和９年４月１日から令和13年３月31日までの４年間とする。

第２　住民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

１　医療サービスにおける役割・機能の最適化と連携の強化

（１）地域医療への貢献

福岡県が策定する医療計画及び地域医療構想等を踏まえ、芦屋町で唯一入院機能を有する医療機関として、保有する137床を効果的に活用し、高齢者医療をはじめとする多様な医療ニーズに対応する。

包括期機能を中心とした病床運営を行い、高齢者救急等の地域急性期医療への対応をはじめ、急性期治療後の患者の受入れ、慢性期及び終末期の医療等、患者の状態に応じた入院医療を提供する。また、外来診療及び在宅医療と連携した切れ目のない医療提供体制の充実に努め、高齢者救急・地域急性期機能及び在宅医療等連携機能等、地域で求められる医療機関機能を担う。

また、地域医療構想調整会議等における協議、地域の医療需要、病床機能報告、医療機関機能報告及び診療実績の変化を踏まえ、病床機能及びその運用方法を必要に応じて見直す。

地域医療に必要な診療科及び診療体制の確保に努めるとともに、常勤医師及び非常勤医師を適切に活用し、高齢者の多疾患併存をはじめとする地域の医療ニーズに対応する。また、高度医療及び専門医療を担う大学病院等との役割分担及び連携を推進し、地域で必要とされる質の高い医療の提供に努める。

がん患者に対しては、大学病院等との連携の下、治療後の療養を支援するとともに、患者及びその家族に寄り添った緩和ケアの充実に努める。

入院早期から多職種が連携し、リハビリテーション、栄養管理及び口腔管理を一体的に実施することにより、ADL（日常生活動作）及び生活の質の維持・向上並びに早期の在宅復帰に努める。

【地域医療への貢献　指標】

指　標	令和７年度実績	令和12年度目標
退院支援カンファレンス開催数	5,384 回	
地域包括ケア病床在宅復帰率	88.1 %	

（注）指標「地域包括ケア病床在宅復帰率」は、地域包括ケア病棟入院料及び地域包括ケア入院医療管理料を算定する病床における施設基準上の在宅復帰率。

（２） 在宅医療の推進

地域住民が住み慣れた地域で安心して療養を続けられるよう、地域包括ケアセンターを中心に、在宅医療に対するニーズを把握し、その提供体制の充実に努める。

訪問診療については、これを担う医師の増員及び院内の実施体制の強化に取り組み、地域のニーズに応じた提供の拡充を図る。

また、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの機能を充実・強化し、在宅療養支援病院として、患者及び利用者の状態に応じた一体的かつ総合的な在宅医療及び介護サービスを提供する。

地域の医療機関、薬局、訪問看護・介護事業所及び高齢者施設等と平時からの連携・協力体制を構築し、在宅療養患者の急変時における 24 時間の連絡・相談体制を確保するとともに、必要に応じて診療及び入院受入れを行う体制の充実に努める。

あわせて、在宅医療を担う職員の確保及び育成に取り組み、サービスの質の向上に努める。

【在宅医療の推進　指標】

指　標	令和 7 年度実績	令和 12 年度目標
訪問診療件数	229 件	
訪問看護件数	4,115 件	
訪問リハビリテーション件数	4,543 件	
通所リハビリテーション件数	10,545 件	

（注）指標「訪問診療件数」、「訪問看護件数」及び「訪問リハビリテーション件数」については、人員確保の状況を踏まえ、現状の人員で見込まれる提供体制に基づき目標を設定している。

（３） 地域医療連携の強化

地域医療連携室を中心に、医療機関、薬局及び介護・福祉施設等との連携を深め、入退院支援、在宅復帰支援及び施設入所支援を行う。

大学病院等の基幹病院との連携については、急性期治療後の患者を円滑に受け入れ、包括期機能を中心とした後方支援機能の充実を図る。また、高度医療又は専門医療を必要とする患者を基幹病院等へ適切につなぎ、医療機関相互の役割分担を推進する。

地域の病院・診療所、薬局及び介護・福祉施設等との連携については、法人が有する機能について積極的に情報を発信するとともに、響灘医療連携フォーラム等を通じて、地域の医療・介護・福祉関係者との顔の見える関係を構築する。また、患者紹介及び情報共有の

円滑化を図り、入院前から退院後まで一体的かつ切れ目のない支援体制の充実に努める。

【地域医療連携の強化　指標】

指　標	令和 7 年度実績	令和 12 年度目標
基幹病院からの転入院受入件数	225 件	
地域交流会等の開催回数	2 回	

（４） 救急医療への取組

救急告示病院として、地域住民に必要な救急医療を提供する。特に高齢者救急については、当院で対応可能な患者を受け入れ、高次救急医療を必要とする患者については、近隣の基幹病院等との連携を図り、迅速かつ適切に対応できる救急医療体制の維持に努める。

【救急医療への取組　指標】

指　標	令和 7 年度実績	令和 12 年度目標
高齢者緊急入院数	737 件	
高齢者救急搬送受入数	186 件	

（注）本指標における高齢者は、集計上、搬送又は入院時点で 65 歳以上の者とする。

（注）高齢者緊急入院数は、予定入院を除く高齢者入院患者数とする。

（注）高齢者救急搬送受入数のうち、入院となった患者は高齢者緊急入院数に含む。

（５） 災害及び新興感染症に対する医療協力

災害時には、初期医療体制の中心的役割を果たすとともに、感染症等により公衆衛生上重大な健康被害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、芦屋町、地域の災害拠点病院、医師会等の関係機関と連携し、迅速かつ適切に対応する。

新興感染症については、これまでの感染症対応の経験を踏まえ、平時から院内感染対策の徹底、必要な資材の確保、初動体制の整備及び関係機関との連携体制の確保に取り組み、発生時における医療協力及び通常診療の継続に努める。

災害対応については、BCP（事業継続計画）を継続的に見直すとともに、BCP に基づく訓練を実施し、必要な備えの充実に努める。

（６） 予防医療の強化

芦屋町と連携して、特定健診、がん検診等の住民健診を実施するとともに、企業健診の受入体制を充実させ、地域住民及び地域で働く人の健診機会の確保・拡大に努める。

健診結果に応じた特定保健指導については、受診者への周知及び案内方法の工夫並びに指導を受けやすい体制の整備を進め、生活習慣病の発症及び重症化の予防に努める。

また、成人を対象とする予防接種の実施体制を確保し、疾病の予防に努める。

【予防医療の強化　指標】

指　標	令和7年度実績	令和12年度目標
企業健診件数	2,509 件	
特定保健指導件数	176 件	

（7） 地域包括ケアシステムへの貢献

芦屋町及び地域の医療・介護・福祉関係機関との連携を強化し、地域包括ケアシステムの深化及び推進に貢献する。

地域包括ケアセンターを中心に、高齢者等に対する相談支援、介護予防及び関係機関との連絡調整等、地域包括ケアの推進に必要な機能の充実に向けた体制整備に努める。

また、芦屋町が実施する高齢者の健康増進及び介護予防に関する事業に協力し、地域住民の自立した生活を支える。

2　医療の質の向上

（1） 医療安全の徹底

患者及び職員の安全を確保するため、医療安全管理室を中心に、医療安全に関する情報を収集・分析し、院内の指針に基づく医療安全対策を徹底する。

① 医療安全管理体制の充実

医療安全管理室及び医療安全管理委員会を中心に、医療事故及びヒヤリ・ハット事例を収集・分析し、その原因及び背景を検証するとともに、再発防止策を講じ、職員への周知を徹底する。

また、院内研修を計画的に実施するとともに、外部研修への参加を促進し、職員の安全意識及び医療安全に関する知識の向上を図る。

② 院内感染防止対策の充実

感染制御委員会及び感染制御チーム（ICT）を中心に、北九州地域感染制御チーム（KRICT）等の外部機関と連携し、院内感染防止対策を推進する。

また、院内研修を計画的に実施するとともに、外部研修への参加を促進し、職員の感染対策に関する意識及び知識の向上を図る。あわせて、院内ラウンドを定期的に実施し、感染リスクの把握及び改善に努める。

（２） 医療従事者の確保

地域医療を安定的かつ継続的に提供するため、診療機能、業務量及び将来の医療需要を踏まえ、医師、看護職員その他の医療従事者の計画的な確保及び定着に取り組む。

医師については、大学医局等との連携を強化し、地域医療に必要な診療体制を維持するため、常勤医師の確保及び必要な増員に努める。特に、在宅医療の充実に向けて、訪問診療を担う医師及び総合的な診療能力を有する医師の確保に取り組む。

看護職員その他の医療従事者については、養成機関等との連携、採用活動の充実及び多様な採用方法の活用により、必要な人員の確保及び定着に努める。特に、訪問看護をはじめ、今後の需要の増加が見込まれる分野の人材確保に取り組む。

【医療従事者の確保　指標】

指　標	令和 7 年度実績	令和 12 年度目標
常勤医師数	18 人	
常勤看護師数	108 人	
その他医療従事者数	56 人	

（３） 計画的な医療機器などの整備

医療機器については、安全性、診療上の必要性、費用対効果及び更新時期を踏まえ、計画的な整備及び更新を行うとともに、医療の質の向上に資する機器を適切に導入する。

設備については、老朽化への対応並びに安全性及び利便性の確保を図るとともに、将来の医療需要及び法人が担う機能の拡充を見据え、必要な整備について、中長期的な視点から検討する。

（４） 第三者評価機関による評価

病院理念、ISO9001 品質方針及び品質マニュアルに基づき、各部署における課題の抽出及び目標管理を推進する。また、内部監査及びマネジメントレビューを実施し、継続的かつ自発的な業務改善を図る。

さらに、ISO9001 認証機関による外部審査を受審し、第三者の客観的な評価を医療及びサービスの質の向上に活用する。

3　患者サービスの向上

（1） 患者中心の医療の提供

患者及びその家族が治療内容を十分に理解し、納得した上で治療方針を選択できるよう、インフォームド・コンセント（十分な説明と同意）を徹底するとともに、患者の意思決定を支援する。

また、専門的な知識及び技術を有する医療従事者が、診療科や職種を超えて患者情報を共有し、連携・協働して医療を提供する。医療安全管理委員会、感染制御チーム、褥瘡対策チーム、栄養サポートチーム及び身体拘束最小化チーム等の活動を推進し、患者の尊厳及び権利に配慮した患者中心の医療の提供に努める。

（2） 患者快適性及び職員の接遇の向上

患者及びその家族をはじめとする病院利用者の立場に立ち、丁寧で分かりやすい対応を徹底するとともに、職員の接遇能力の向上及び患者との信頼関係構築に努める。

外来診療については、診療及び会計における待ち時間の短縮に取り組むとともに、待ち時間や診療の進行状況について適切に案内し、必要に応じて声掛けを行うことにより、患者及びその家族の不安や負担の軽減に努める。

入院については、患者の不安や慣れない入院生活に配慮し、安全で快適な療養環境の確保に努める。

また、入院患者及び外来患者を対象とした患者満足度調査を定期的に実施するとともに、患者及びその家族から寄せられた意見や要望を把握・分析し、患者サービス及び接遇の継続的な改善につなげる。

【患者快適性及び職員の接遇の向上　指標】

指　標	令和 7 年度実績	令和 12 年度目標
外来患者満足度調査結果	7.17/10 点	
入院患者満足度調査結果	8.58/10 点	

（3） 総合相談窓口業務の充実

地域住民、患者及びその家族が抱える医療、介護及び福祉等に関する相談に適切に対応できるよう、地域医療連携室を中心に関係部署が連携し、必要な人員を配置する等、総合的な相談支援体制の充実に努める。

総合相談を担当する事務職員は、相談を受け付け、その内容を把握・整理した上で、適切な専門職や関係部署につなぐ。相談を受けた専門職等は、それぞれの専門性を生かし、相談内容に応じた情報提供、助言及び支援を行う。また、必要に応じて、地域包括ケアセンターをはじめとする法人内の関係部門又は院外の関係機関と連携し、相

談者が必要な医療、介護及び福祉サービスを円滑に受けられるよう支援する。

さらに、相談内容及び対応状況を把握・分析し、相談支援の質の向上及び相談しやすい環境の整備に努める。

【総合相談窓口業務の充実　指標】

指　標	令和 7 年度実績	令和 12 年度目標
相談対応件数	7,327 件	
総合相談窓口人員数	8 人	

（注）総合相談窓口人員は、相談受付を担当する事務職員並びに相談対応を担う看護師、社会福祉士、薬剤師及び保健師。

（注）指標「相談対応件数」については、オンライン資格確認の普及に伴う医療保険関連の相談の減少を見込み、目標を設定している。

（4） 地域住民への医療情報の提供

法人が有する医療・介護に関する専門的知識及び蓄積した情報を活用し、広報誌、ホームページ等を通じて、地域住民に正確で分かりやすい保健・医療・介護情報を発信するとともに、疾病予防及び健康づくりに関する普及啓発を推進する。

また、法人が主催する講座を開催するとともに、自治体、教育機関及び各種団体が主催する講座等へ講師を派遣し、地域住民及び地域の保健・医療・介護を支える関係者に、必要な知識を学ぶ機会を提供する。

4　法令遵守と情報公開

自治体病院として求められる高い倫理観を保持し、関係法令及び院内規程を遵守するとともに、倫理委員会を適切に運営し、医療上の倫理的課題に組織的に対応する。また、職員に対する教育及び周知を行い、医療倫理及び行動規範の維持・向上に努める。

診療録その他の個人情報については、個人情報の保護に関する法令及び院内規程に基づき、適正に取得、利用及び管理し、患者等の権利利益の保護を徹底する。また、患者及びその家族等からの診療情報の開示請求について、関係法令及び院内規程に基づき適切に対応する。

法人の業務運営及び経営状況については、関係法令に基づき必要な情報を適時かつ適切に公開し、透明性の高い法人運営に努める。

第３　業務運営の改善及び効率化に関する事項

１　法人運営管理体制の確立

地方独立行政法人としての自主性及び機動性を生かし、権限と責任の所在を明確にするとともに、迅速かつ適切な意思決定ができる法人運営管理体制の充実に努める。

理事会において法人の業務運営に関する重要事項を審議・決定するとともに、日常的な業務運営に関する事項については運営会議等で協議し、円滑な意思決定及び実施につなげる。また、各会議及び委員会の役割や審議事項を整理し、重複を避けながら効率的な運営を行うとともに、職種、部署及び役職を超えた意見を法人運営に反映する。

中期目標、中期計画及び年度計画の着実な達成に向けて、収支状況、診療実績その他の業務実績を定期的に把握・分析し、計画の進捗管理を行う。進捗に遅れや課題が認められる場合は、その原因を検証し、必要な改善策を講じることにより、継続的な業務改善を推進する。

２　業務運営の改善と効率化

（１）働き方改革への対応及び人事考課制度の適切な運用

職員が能力を十分に発揮し、働きがいを持って勤務できるよう、多様な人材が活躍できる職場環境の整備、業務の効率化及び柔軟な働き方の推進に取り組む。また、労働者代表等との情報共有及び協議を行い、必要に応じて、給与及び勤務条件に関する規程その他の関係規程を見直す。

医師については、労働時間の適正な把握及び健康確保措置を徹底するとともに、医師事務作業補助者の活用、多職種間のタスク・シフト／シェア及び業務の効率化を推進し、医師の働き方改革における A 水準を維持できる勤務環境の整備に努める。

人事考課制度については、職員の能力、意欲及び業績を客観的かつ公正に評価し、その結果を人材育成、昇給、昇格その他の処遇に適切に反映する。また、評価者研修及び制度の検証を継続的に行い、職員の意欲及び組織力の向上につながる制度運用に努める。

（２）医療 DX の推進

電子カルテをはじめとする医療情報システムについて、安定的な運用及び適切な保守管理を行うとともに、更新時期、必要性及び費用対効果を踏まえ、計画的な整備及び更新に努める。

国の医療 DX に関する方針及び地域の実情を踏まえ、患者の利便性の向上、医療情報の円滑な共有、医療の質及び安全性の向上並びに業務の効率化に資するデジタル技術の導入及び活用を推進する。また、生成 AI 等の新たな技術については、有効性、安全性及び費用対効果を検証した上で、適切な活用に努める。

診療情報その他の重要な情報を安全に管理するため、アクセス管理、データのバックアップ、サイバー攻撃等への対応体制の整備及び職員教育を継続的に実施し、情報セキュリティ対策の強化に努める。

（３） 予算の弾力化

中期計画の期間を通じて、収支状況、事業の進捗及び医療需要の変化等を踏まえ、予算を弾力的かつ効率的に運用し、医療環境及び経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応する。

また、複数年契約や複合契約等、契約の内容及び性質に応じた手法を適切に活用し、効率的かつ効果的な事業運営に努める。

（４） 計画的かつ適切な職員配置

医療需要、診療体制、業務量及び職員の専門性等を踏まえ、医師をはじめとする職員を計画的かつ適切に配置する。

職員の能力、適性及び経験並びに役割等級制度において求められる役割を踏まえ、適材適所の配置を行う。また、必要に応じて常勤職員以外の多様な雇用形態を活用し、効果的な医療の提供及び効率的な業務運営に努める。

事務部門については、持続可能な経営基盤の確立及び法人運営の継続的な改善に必要な人員を適切に配置する。また、職員の専門性及び経験を踏まえた職務分担を行い、運営管理体制の強化を図る。

（５） 研修制度の推進

職員の専門性及び職務遂行能力の向上を図るため、職種、職務及び職責に応じた院内研修を計画的に実施するとともに、外部研修への参加を促進する。

医師の専門医・認定医等の資格取得並びに看護師の認定看護師等の資格取得及び特定行為研修の受講を支援する。また、その他の職員についても、専門資格の取得及び専門性の向上に資する研修の受講を支援する。資格取得や外部研修への参加については、費用面及び勤務上の配慮を行う等、職員が受講しやすい環境の整備に努める。

また、職員の主体性、課題解決力及び協働する力を高めるため、日常業務の振り返り並びに職種及び部署を超えた研修や活動を推進する。あわせて、役割等級制度に基づき、各職員に求められる役割に応じた人材育成を行うとともに、管理・監督を担う職員のマネジメント能力の向上に努める。

第４　財務内容の改善に関する事項

１　持続可能な経営基盤の確立

（１）健全な経営の維持

経常的な事業経費については、診療収入その他の事業収入をもって充てることを基本とし、収益の確保及び費用の適正化に取り組む。また、業務上の余裕金については、関係法令等に基づき、安全性及び流動性を確保しつつ適切に運用する。あわせて、将来の施設・設備及び医療機器の整備・更新等を見据えて必要な資金を確保し、安定的な資金繰りの下で健全な経営の維持に努める。政策的医療その他法人の事業収入のみをもって負担することが適当でない経費については、関係法令及び繰出基準に基づき、芦屋町から適切な運営費負担金を繰入れる。

【健全な経営の維持　指標】

指　標	令和７年度実績	令和12年度目標
経常収支比率	103.2 %	
医業収支比率	94.1 %	
修正医業収支比率	92.9 %	
不良債務比率	-	
資金不足比率	-	
累積欠損金比率	1.6 %	
現金保有残高	2,715,208 千円	
投資有価証券残高	700,000 千円	
企業債残高	1,586,391 千円	

（注）指標「現金保有残高」には、定期預金を含む。令和12年度目標については、業務上の余裕金の一部を投資有価証券により運用することを見込み、設定している。

（２） 収入の確保

地域医療構想及び地域の医療需要を踏まえ、法人が有する病床及び診療機能を効果的に活用するとともに、診療報酬改定及び関係法令等の改正に的確に対応し、収入の確保に努める。

診療報酬については、算定要件の適切な把握、請求内容の点検及び職員への周知を徹底し、適正かつ確実な請求を行う。また、未収金の発生防止及び早期回収に取り組む。

地域の医療機関及び介護・福祉施設等との連携を強化し、紹介患者や急性期治療後の患者等を円滑に受け入れることにより、病床及び診療機能の効率的な活用を図る。また、在宅医療・介護サービス及び健診事業の機能を充実させ、地域のニーズに応じたサービスの提供を通じて収入の確保に努める。

【収入の確保　指標】

指　標		令和７年度実績	令和12年度目標
入院	１日平均入院患者数	122.3 人	
	病床利用率（稼働率）	89.2 %	
	平均在院日数	25.7 日	
	患者１人１日当たり 入院収益（室料差額を除く）	38,670 円	
	医師１人１日当たり入院収益	197,885 円	
外来	１日平均外来患者数	420.1 人	
	患者１人１日当たり外来収益	7,404 円	
	医師１人１日当たり外来収益	130,186 円	

（注）病床利用率は（24時時点での在院患者数＋退院患者数）/（137床×365日）で計算。

（注） １日平均外来患者数における外来診療日数は365日で計算。

（３） 支出の節減

医療の質及び安全性を確保しつつ、費用対効果を踏まえ、支出の節減及び適正化に努める。

医薬品及び診療材料については、価格交渉、採用品目及び調達方法の見直し、在庫管理の徹底並びに後発医薬品の適切な使用を推進し、購入費用及び廃棄損失の削減を図る。

医療機器の導入及び更新については、購入費用に加え、保守費用、消耗品費その他の導入後の費用を含めて総合的に評価する。また、委託契約等については、業務内容及び契約条件を定期的に検証し、適切な契約手法を活用することにより、費用の節減を図る。

人件費については、病院機能の維持に必要な職員数を把握し、適正な採用計画を立案するとともに、必要な医療提供体制を確保しつつ、医業収益等との均衡を踏まえ、適正な管理に努める。

【支出の節減　指標】

指　標	令和 7 年度実績	令和 12 年度目標
材料費対医業収益比率	13.8 %	
材料費対修正医業収益比率	15.7 %	
薬品費対医業収益比率	7.6 %	
薬品費対修正医業収益比率	8.6 %	
委託費対医業収益比率	6.2 %	
委託費対修正医業収益比率	7.1 %	
職員給与費対医業収益比率	62.2 %	
職員給与費対修正医業収益比率	70.9 %	
100 床当たり職員数	216.8 人	
後発医薬品使用割合	87.9 %	

（注）給与費は一般管理費の給与費を含む。

（注）経費は一般管理費の経費を含む。

（注）修正医業収益は医業収益から他会計負担金、運営費負担金等を除いたもの。

第５　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

１　予算（令和９年度から令和 12 年度まで）

（単位：千円）

区　分				金　額
収入				
	営業収益			
		医業収益		
		運営費負担金等収益		
	営業外収益			
		運営費負担金収益		
		その他営業外収益		
	資本収入			
		長期借入金		
		その他資本収入		
	その他の収入			
	計			
支出				
	営業費用			
		医業費用		
			給与費	
			材料費	
			経費	
		一般管理費		
			給与費	
			経費	
	営業外費用			
	資本支出			
		建設改良費		
		償還金		
		その他資本支出		
	その他の支出			
	計			

（注）計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

（注）期間中の診療報酬改定、介護報酬改定、給与改定及び物価の変動は考慮していない。

【人件費の見積り】

期間中総額●千円を支出する。なお、当該金額は、法人の役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するものである。

【運営費負担金の繰出基準等】

運営費負担金については、総務省が発出する「地方公営企業繰出金について」に準じた考え方により算出する。建設改良費及び長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金等については、経常費助成のための運営費負担金とする。

2　収支計画（令和 9 年度から令和 12 年度まで）

（単位：千円）

区　分				金　額
収益の部				
	営業収益			
		医業収益		
		運営費負担金等収益		
		資産見返負債等戻入		
	営業外収益			
		運営費負担金収益		
		その他営業外収益		
	臨時利益			
費用の部				
	営業費用			
		医業費用		
			給与費	
			材料費	
			経費	
			減価償却費	
			その他医業費用	
		一般管理費		
	営業外費用			
	臨時損失			
純利益				
目的積立金取崩額				
総利益				

（注）計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

3　資金計画（令和 9 年度から令和 12 年度まで）

（単位：千円）

区　分			金　額
資金収入			
	業務活動による収入		
		診療業務による収入	
		運営費負担金等による収入	
		その他の業務活動による収入	
	投資活動による収入		
	財務活動による収入		
		長期借入れによる収入	
		その他の財務活動による収入	
	前事業年度からの繰越金		
資金支出			
	業務活動による支出		
		給与費支出	
		材料費支出	
		その他の業務活動による支出	
	投資活動による支出		
		有形固定資産の取得による支出	
		その他の投資活動による支出	
	財務活動による支出		
		移行前地方債償還債務の償還及び長期借入金の返済による支出	
		その他の財務活動による支出	
	次期中期目標の期間への繰越金		

（注）計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

第６　短期借入金の限度額

１　限度額

300 百万円

２　想定される短期借入金の発生事由

（１）病院施設の整備・改修及び賞与の支給等による一時的な資金不足への対応

（２）予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費への対応

第７　出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

第８　重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第９　剰余金の使途

中期計画期間中の毎事業年度の決算において剰余を生じた場合は、病院施設の整備・改修、医療機器の購入、長期借入金の償還、教育・研修体制の充実、組織運営の向上策等に充てる。

第10　料金に関する事項

１　診療料金等

病院の診療料金及びその他の諸料金は次に定める額とする。

（１）診療料金及びその他諸料金の額は、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）その他の法令等により算定した額とする。

（２）前号の規定によらない料金は、理事長が別に定める。

（３）消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定により消費税及び地方消費税が課せられる場合にあっては、前 2 号の料金について当該各号に規定する額に、消費税及び地方消費税の合計額に相当する額を加算した額とする。この場合において、料金の額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2　料金の減免

理事長は、特別の理由があると認めるときは、別に定めるところにより料金を減免することができる。

3　その他

第 10 料金に関する事項に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

第11　その他芦屋町の規則で定める業務運営等に関する事項

1　施設及び設備に関する計画（令和 9 年度から令和 12 年度まで）

（単位：千円）

施設及び設備の内容	予定額
病院施設・設備の整備	
医療機器等の整備・更新	

2　地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 40 条第 4 項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

第 3 期中期目標期間の終了時に積立金があるときは、同項の規定により芦屋町長の承認を受けた金額を、病院施設の整備・改修、医療機器の整備・更新、教育・研修体制の充実その他第 4 期中期目標期間における法人の業務の財源に充てる。

3　その他の法人の業務運営に関し必要な事項

（1）施設の整備

事業継続に必要な施設整備を計画的かつ適正に実施し、安全かつ安定した運用に努める。また、将来の医療需要及び法人が担う機能を踏まえ、既存施設の有効活用及び機能拡充に必要な整備を行う。

（2）国民健康保険診療施設の役割

国民健康保険診療施設として、国民健康保険被保険者に医療を提供するとともに、健康の維持及び増進に寄与する。さらに、特定健診及びがん検診等を実施し、予防医療に努める。

総合相談窓口による相談業務を通じて、地域住民のニーズに応じた一体的な医療・介護サービスを提供することにより、国民健康保険診療施設としての役割を果たす。

別添１

経営強化プラン対象期間中の各年度の収支計画及び実績

（単位：千円）

区　分	実績			計画	
	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度
収益の部	3,378,908	3,342,246	3,507,089	3,352,381	
営業収益	3,363,464	3,324,734	3,476,130	3,339,710	
医業収益	3,035,781	2,980,317	3,051,755	2,993,548	
運営費負担金等収益	314,582	336,018	419,570	341,949	
資産見返負債等戻入	13,101	8,399	4,804	4,213	
営業外収益	15,444	17,512	30,618	12,671	
運営費負担金収益	2,670	2,927	2,898	1,932	
その他営業外収益	12,774	14,585	27,719	10,739	
臨時利益	0	0	341	0	
費用の部	3,187,578	3,251,051	3,400,543	3,245,365	
営業費用	3,079,115	3,135,606	3,285,024	3,131,446	
医業費用	2,996,846	3,049,258	3,189,304	3,054,730	
給与費	1,894,169	1,938,582	2,081,858	1,932,297	
材料費	461,140	468,520	478,177	485,864	
経費	343,085	387,991	379,775	358,406	
減価償却費	295,161	251,307	246,399	274,163	
その他医業費用	3,291	2,858	3,095	4,000	
一般管理費	82,269	86,348	95,720	76,716	
営業外費用	106,293	114,980	114,051	76,716	
臨時損失	2,170	465	1,468	300	
純利益	191,330	91,195	106,546	107,016	
目的積立金取崩額	0	0	0	0	
総利益	191,330	91,195	106,546	107,016	

（注）計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

（注）令和８年度計画は第３期中期（令和５～８年度）計画策定時の値

別添２

経営強化プラン対象期間中の各年度の目標数値の見通し及び実績

目標数値	実績			計画	
	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度
①経常収支比率	106.1%	102.8%	103.2%	103.3%	
②医業収支比率	99.7%	96.4%	94.1%	95.9%	
③修正医業収支比率	98.6%	95.0%	92.9%	95.6%	
④不良債務比率	―	―	―	―	
⑤資金不足比率	―	―	―	―	
⑥累積欠損金比率	7.5%	4.8%	1.6%	7.3%	
⑦企業債残高	1,739,305千円	1,653,871千円	1,586,391千円	1,445,293千円	
⑧1日平均入院患者数	121.6人	121.6人	122.3人	120.6人	
⑨病床利用率（稼働率）	88.7%	88.8%	89.2%	88.0%	
⑩患者1人1日当たり入院収益	39,651円	38,726円	38,670円	37,931円	
⑪医師1人1日当たり入院収益	200,708円	200,721円	197,885円	181,308円	
⑫1日平均外来患者数	395.7人	415.9人	420.1人	401.4人	
⑬患者1人1日当たり外来収益	7,560円	7,122円	7,404円	8,000円	
⑭医師1人1日当たり外来収益	124,561円	126,253円	130,186円	127,308円	
⑮材料費対医業収益比率	13.7%	14.1%	13.8%	14.5%	
⑯材料費対修正医業収益比率	15.2%	15.7%	15.7%	16.2%	
⑰薬品費対医業収益比率	7.4%	7.5%	7.6%	8.5%	
⑱薬品費対修正医業収益比率	8.1%	8.3%	8.6%	9.5%	
⑲委託費対医業収益比率	6.2%	6.6%	6.2%	7.2%	
⑳委託費対修正医業収益比率	6.9%	7.3%	7.1%	8.0%	
㉑職員給与費対医業収益比率	58.3%	60.5%	62.2%	59.8%	
㉒職員給与費対修正医業収益比率	64.6%	67.5%	70.9%	66.7%	
㉓100床当たり職員数	197.8人	208.8人	216.8人	196.4人	

（注）令和８年度計画は第３期中期（令和5～8年度）計画策定時の値

㊗

令和８年９月 11 日

芦屋町長　貝掛　俊之　様

地方独立行政法人芦屋中央病院評価委員会
委員長　　村松　圭司

意　見　書

地方独立行政法人芦屋中央病院の第３期中期目標の期間の終了時の検討について、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 30 条第２項の規定に基づく、地方独立行政法人芦屋中央病院評価委員会の意見は下記のとおりである。

記

第３期中期目標期間の終了後においても、地方独立行政法人芦屋中央病院に業務を継続させることは、適当である。